

外国人労働者の受入等の立場から 排除 ZERO キャンペーン (Share the Journey)

～国籍を超えて人々が出会うために～

西 千津 (カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会)

1. 外国人支援の背景

(1)カトリック札幌司教区難民移住移動者委員会 (*1)

「札幌司教区」は、北海道全域を対象とし、現在、58か所に教会がある。高齢化、少子化によって統廃合が検討されている教会もあるが、ベトナム人技能実習生の増加により、状況が少し変わってきている。そして、教会に集うベトナム人を中心としたコミュニティが各地にできている。

「難民移住移動者委員会」は、教会内における委員会の一つで、信者だけではなく、主に日本に在住している外国人に関わる問題に取り組んでいる。

- ① 難民～人種、宗教、国籍、政治的意見等を理由に迫害を受ける可能性があるため、国籍国外に逃れた人々のこと。
- ② 移住者～国境を越えた移住者（移民）の正式な国際法上の定義はないが、法的地位に関係なく、本来の居住国を変更した人々を国際移住者とみなすのが一般的。
- ③ 移動者～観光目的の旅行者、航空／船舶従事者、その他の仕事のために短期的に日本を訪れるすべての人々。

(2)排除 ZERO キャンペーン (Share the Journey)

「誰一人として排除されたり、存在を無視されたりしてもよい人はいない」と強調する教皇フランシスコの呼びかけに答え、2017年9月から2年間、日本カトリック内の二つの組織（カリタスジャパンと日本カトリック難民移住移動者委員会）が協働で、「排除 ZERO キャンペーン～国籍を超えて人々が出会うために～」に取り組んでいる。難民及び移住者をテーマに立ち上がったこのキャンペーンは、「Share the Journey (共に旅をしよう)」を合言葉に始まった。

国境を越えた移住者数は、過去15年間に約41%増加し、世界で2億4400万人(*2)以上といわれている。「雇用不足による経済的困窮」「紛争や政治的圧力」など移住にいたる理由は様々ではあるが、生まれ故郷を離れ、見知らぬ地へ移り住むことを余儀なくされている人が大勢いる。難民の受入はごくわずかではあるが、日本においても着実に移住者の数は増えている。

近年、日本のカトリック教会にも多くの外国籍信徒が訪れており、日本の教会はけっして日本人だけの教会ではなくなっている。地方の小さな教会では日本人よりも外国人のミサ参加者が多くなり、外国人信徒中心の教会になるところも出てきた。教会は、今、国籍を超えて人々が出会う場になるために、このキャンペーンを通して改めて多民族、多国籍、多文化共生社会をめざし、全ての人々が人として受け入れられる社会の実現のために取り組んでいる。

2. 在住外国人

(1) 日本の現状

2018年の統計（*3及び4）では、日本には現在263万人を超える外国人が存在し、国籍別では中国が一番多く、74万人（28.1%）、韓国45万人（17.1%）、ベトナム29万人（11.0%）と続き、アジア出身者が80%以上を占める。その中で、146万人が働いており、身分に基づく在留資格（*5）である「永住者」や「日本人の配偶者等」等が49.5万人で全体の33.9%を占める。それ以外は特定活動の「技能実習生」が30.8万人（21.1%）、資格外活動で働く「留学生」が29.8万人（20.4%）と続き、この二つを合わせると働く人の40%を超える。北海道では、3.2万人の内、2.1万人の外国人が働いており、その約半数が「技能実習生」である。

外国人が住み、生活するという事は、労働や経済だけが問題になるわけではない。恋愛、結婚、妊娠、出産、子どもの教育、差別に苦しむ子ども、進学、病気、交通事故、葬儀など日々の生活に関する様々な問題が人それぞれにある。しかし、社会の一員として見合った行政サービスや参加する権利が全てにおいて保障されているわけではなく、これまで長い時間その存在さえ置き去りにされてきた現実がある。

(2) 新たな外国人労働者の受け入れ

2018年11月2日、国会に提出された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法（略称：入管法）の一部を改正する法律案」は、国会で次々と明らかにされる外国人の実態について、十分確認されないまま、12月8日に可決・成立された。よって、本年4月施行により、人手不足の深刻な農業、漁業、建設業、介護業など14業種を対象に5年間で最大34万人以上の外国人労働者を受け入れる見込みである。

国会での論戦はメディアで大きく取り上げられ、「入管法」の存在は知らなくても、私たちの国で起きている外国人の現実が初めて浮き彫りになり、驚かれた方も多いただろう。外国人労働者を迎え入れる仕組みも整わないまま、受け入れることだけが先行し、地方も含めた労働力の争奪合戦が始まっている。

3. これまでの事例から

(1) 生活保護を受給したくない

生活が大変な外国人母子家庭に生活保護受給を提案することがあるが、多くの場合、母国への仕送りや帰省ができなくなることを理由に受給せず、昼夜を問わず働くことを選択する。母国にいる家族も日本で暮らす家族も同じ家族であるという家族観を持っているため、母国への仕送りは大切な生活費の一部なのである。

事例1：日本人夫が、外国人妻の収入も全て受け取り、食費だけ彼女に渡し、彼女に係る社会保険及び税金を全く払っていなかった。夫との離婚を考え、別居した彼女の所に届いたのは、行政機関からの督促状だった。しかし、日本語を読めない彼女は、郵便物を開けていなかった

ため、給与差し押さえの連絡が会社があり、会社の人から話を聞き、初めて自分の状況を知った。過去に滞納した税金を払うだけでも大変な彼女は、それでも生活保護を受給せず、昼夜働き続けているが、将来年金をもらえる見込みはない。

(2) 子どもを取り巻く環境

日本では父母とも外国籍の場合、日本で生まれた子どもは外国籍となる。そのため、在日三世、四世になっても、その子どもは外国籍のままである。一方で、父母のどちらかが日本人の場合は、日本籍（あるいは二重国籍）となり、外国人ではなく、日本人として住民登録される。そのような子どもも既に大人になり、その子どもも生まれており、総計 80 万人にはなっているとされている。また、外国籍から帰化して日本籍になった人も同じような状況で、同じくらいの人数がいて、外国にルーツを持つ人々は、年々増えている。

しかし、国籍が問題なのではなく、言葉の壁に困っている人もいれば、外見による偏見に悩み、自分のアイデンティティを確立できずにいる人も多く、人それぞれ違う。

事例 2：日本人父が病気になったため、外国人母は、小学生 1 年生の長男と双子の弟妹を母国の親に預け、日本で働きながら、夫の面倒をみていた。長男は、母の母国で大学まで進学するが、自分の居場所を見つけられず、違和感を持ち続けていた。父が亡くなったことをきっかけに日本へ戻ることを決心。しかし、日本語能力が小学生のままであることに加え、現状では日本の大学へ入学できないことを知った。そこで、母子家庭への就学支援のための貸付金を申し込み、高校からやり直すことにした。アルバイトをして、貸付金の返済をしながら、日本の大学へ行くことを目標にしている。

(3) 日本で働くということ

外国人技能実習生からの相談が増えている。日本で働くということは、日本で生活することでもある。しかし、ほぼ働くだけの勤務体系や劣悪な生活環境を目にするたびに、健康保険、年金、雇用保険、税金等も日本人と変わらずに納めているのに、なぜ、このような状況が許されるのだろうかと思う。彼らの問題に向き合う時、改めて日本人の労働や生活を顧み、社会の矛盾にぶつかる。

事例 3：12 月 28 日に技能実習生からメッセージが入る。会社から次のような話があった。「会社の業績が悪いので、新しい職場に移るか、早期帰国を考えて欲しい。帰国する場合は、一か月分の給与を支払う。回答期限は、1 月 4 日。」多くの人が休みに入るこの時期に十分な情報も与えず、なぜこのような決断を求めるのか。相談を受け、彼らが住む寮に足を運ぶとそこには、宿舍費相当とは思えない実態があった。そして、契約期間終了までの給与保障を労働組合から会社側に求めたところ、母国の送り出し機関が母国の家族に連絡を入れた。

4. 外国人に暮らしやすい社会は、日本人にも暮らしやすい

(1) まっとうな移民政策を！

「外国人が増えると治安が悪化する」「日本人の雇用条件が悪化する」「外国人が日本の保険制度にただ乗りをしている」など根拠のない噂が、日本人と外国人の対立を煽り、社会の現実を見えなくさせている。「単純労働者は受け入れない」「移民政策ではない」として、今回改定される入管法に合わせて、発表された「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」(*6)では、関係省庁がいくつにもわたり、施策番号が126まで記載されている。これまでも「生活者としての外国人」に対する施策が求められてきたが、未だに実行されずにいるものが多い。なぜ、よりよい多民族・多国籍・多文化共生社会に向けた、包括的な移民政策の制定が取り組まれないのだろう。外国人を管理の対象とする法律ではなく、住民としてその人権を守る法律の制定を求めたい。

(2) 行政機関に外国人住民の窓口を！

上記「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」には施策番号7として、「外国人が在留資格、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村約100箇所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である『多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)』を設置することを支援する」としている。是非、実現して欲しい。

しかし、敢えて外国人向けに窓口を作る必要はないと思う。外国人が地域社会の一員として暮らすための体制を整備することは、生活者としての権利を保障することであり、それは外国人だけに限らず、「人間」が「人間」として安心して暮らすことのできる社会になるのではないだろうか。

参考資料

*1：日本カトリック難民移住移動者委員会 HP

(https://www.jcarm.com/about/refugees_migrants/)

*2：国際移住機関 HP (http://japan.iom.int/press/20160426_migrationtrend.cfm)

*3：「外国人雇用状況」の届出状況(平成30年10月末現在)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>)

*4：法務省「在留外国人統計」

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)

*5：身分に基づく在留資格 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin16/>)

*6「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」(本文)

(<http://www.moj.go.jp/content/001278318.pdf>)